

芦屋市立打出浜小学校



PTAの手引き

《保存版》



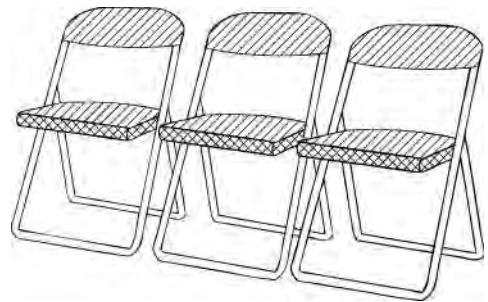
大切に保存して下さい

目次

- ◆打出浜小学校PTAの構成と役割 …………… 1

- ◆打出浜小学校PTA組織図 …………… 3

- ◆芦屋市立打出浜小学校PTA規約・特例 …………… 4
 - ◇芦屋市立打出浜小学校PTA個人情報取扱規則…… 8
 - ◇芦屋市立打出浜小学校PTA運営細則…………… 11
 - ◇芦屋市PTA協議会慶弔規定…………… 13



打出浜小学校PTAの

構成と役割

打出浜小学校のPTA活動を理解・協力していただくため、
PTAの構成や役割について説明します。

「PTAの原点を振り返って」

PTAは「児童生徒の健全な成長をはかる」ことを目的とし、親と教師が協力して、学校及び家庭における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実をはかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体である。

兵庫県PTA協議会

PTAとは

- 児童の健全な成長を図ることを目的として、親と学校職員が学校単位で結成した団体です。
- 学校の教育方針に基づく校外の生活の指導に協力し、児童の健全な発達を促します。

総会とは

- 打出浜小学校PTAの全会員によって構成される最高議決機関です。
毎年4月中に開き、役員の変更、会計の承認その他重要事項を決議します。

役員会とは

- 役員で構成され、総会に次ぐ決定機関です。

PTA活動をより理解し協力、参加する意味で、子どもが在籍している間に、子ども一人に一回は、幹事を引き受けていただけますようお願いいたします。

事務局とは

- 本会の中心となり活動します。
- 本会の代表として、他校のPTA、諸団体との連絡や情報交換をします。
- 下記の役名を参考に、集まった人数でできることをします。

会長

副会長（1名は教頭先生）

会計

庶務

実行部とは

- 学校行事など、各イベントのサポートをします。
- 事務局が招集する会議に出席します。

市育成愛護委員とは

- 芦屋市から委嘱され、芦屋市青少年育成愛護委員会打出浜班に所属し、地域のパトロール等に参加します。
- 本会の組織ではありませんが、便宜上本会が委員を募集します。
- 本会の会員/非会員に関わらず、保護者全員から委員を募集します。
- 班長は事務局が招集する会議で活動を報告します。

芦P協とは

- 「芦屋市PTA協議会」の略。芦屋市公立学校園の幼稚園・小学校・中学校のPTAが加入している社会教育団体で、情報交換・共通課題の研究等をしており、随時会合を持っています。

組織図

会員（保護者と教職員）

事務局

役員 | 会長・副会長・会計・庶務

※会長と会計の役割を優先し、集まった人数でできることをする

※役員を最低人数を2名（会長1名と教頭）とする

実行部

- ・ 学校行事など各イベントのサポート。
- ・ 学校との調整、お手伝いスタッフ募集、募集の告知や案内等の作業。

※集まった人数でできることをする

芦屋市青少年育成愛護委員会所属

市育成愛護委員

班長

副班長

班員

※会員、非会員を問わない

芦屋市立打出浜小学校

P T A 規約

第1条 本会は、芦屋市立打出浜小学校PTAと称し、この団体を次の所在地におく。
(設立年月日：昭和57年4月28日 所在地：兵庫県芦屋市新浜町8番2号)

第2条 本会は、関係者全ての生活環境をゆたかにすることを目的とする。

第3条 本会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 児童の人格陶冶に資する、正しく、明るく、美しい環境をつくる活動。
- (2) 会員相互の修養と親和を図る活動。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な活動。

第4条 本会の会員と入退会については、次のとおりとする。

- (1) 会員 本校に在籍する児童の保護者と教職員。
- (2) 本会への入退会については以下の内容に規定する。
 - ①本会への入会は任意であるが、学校行事への参加と活動等のため全員加入を望む。
 - ②入会をする際は「入会確認書」を提出し、在校中は入会継続とする。
 - ③退会をする際は退会手続きとして、「加入状況確認書」及び「退会届」を提出すること。
 - ④卒業・転出等によって会員資格を失う者は自動的に退会とし、「退会届」を提出する必要はない。
 - ⑤自由意思による退会の場合、原則として年度途中の退会はできないものとする。次年度の退会は2月末を期限とし、手続きを行い、育友会会長による「退会届受理書」の発行をもって成立したものとする。
- (3) 賛助会員 本校教育に理解を持ち、会員の推薦を受け、役員会が承認した者。

第5条 本会の組織構成は、次のとおりとする。

- (1) 事務局 役員を置く。
- (2) 実行部 実行部員を置く。
- (3) 会計監査 原則として前年度会計を担当した者が務める。
- (4) 顧問 原則として校長が務めることとし、その他必要に応じ会長が役員会の承認を得て委嘱する。

第6条 本会の役員の任務は、原則として次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括するとともに、各種会合を招集し議事を司る。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その代理をする。
- (3) 会計は、本会の会計を行い、年度末に、会計監査委員の監査を受け、決算報告を総会に提出する。
- (4) 庶務は、本会運営に必要な記録・通知・その他の事務を行う。

第7条 本会の役員及び実行部員の選出及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 役員は会員より選出し、総会の承認を得る。
- (2) 実行部員は、会員より選出する。
- (3) 役員及び実行部員の任期は、次期総会までとする。
但し、再任は妨げない。尚、会長、副会長は、引き続いて同一の役に3年を超えてつくことができない。

第8条 本会の会合及び決議方法を次のとおりとする。

総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。総会は定期総会と臨時総会がある。会員の資格をもたない教職員・保護者も総会に参加することができるが、議決権をもたない。

議長は、会員の中から1名選出する。

- (1) 定期総会 年度初めに、前年度会長が招集・開催して、次の項目について審議・議決する。
 - 1. 規約の改定

2. 会費の変更
 3. 事務局役員及び会計監査の承認
 4. 前年度活動報告および今年度活動計画の承認
 5. 前年度決算報告および今年度予算案の承認
 6. その他必要と認める事項
- (2) 臨時総会 会長又は、会員の3分の1以上の要求があった場合招集・開催する。
- (3) 役員会 本会運営に必要な事項を審議する。
- (4) 専門委員会 必要に応じて開催する。
- (5) 総会は、会員の3分の2以上（委任状を含む）、役員会は役員3分の2以上（委任状を含む）の出席により成立する。
- (6) 緊急事項については、役員会の決議により執行することができるが、総会で報告しなければならない。
- (7) 各会合の決議は、出席者の過半数をもって行なう。
- (8) 定期総会および臨時総会の開催において、役員会が必要と認めたときは、書面総会を開催することができる。全ての総会は同じ効力を持つ。
書面総会開催の際は、必要な資料を添付した書面により会員に周知し、会員の3分の2以上の議決書をもって書面により議決することができる。なお、未提出・白紙提出は書面総会の内容に同意したとみなす。

第9条 本会の会計は、次のとおりとする。

- (1) 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- (2) 本会の経費は、会員・賛助会員の会費等をもってこれにあてる。
- (3) 会費の額は、年額1200円（月額100円）とする。
- (4) 会計監査委員は、本会の会計を監査する。
- (5) 会員は、いつでも会計帳簿を閲覧することができる。

第10条 細則は、この規約に従うこととする。なお、不明な点があれば、役員会の判断に従うものとする。

附 則

- (1) 慶弔規定については、芦屋市P・T・A協議会の規定に準ずる。
- (2) この規約は、昭和57年4月28日から施行する。

平成 2年	1月30日一部改正
平成 3年	4月 1日一部改正
平成 8年	12月 3日一部改正
平成12年	4月24日一部改正
平成16年	2月27日一部改正
平成18年	1月13日一部改正
平成20年	3月31日一部改正
平成27年	4月20日一部改正
平成28年	4月20日一部改正
平成30年	4月20日一部改正
平成31年	4月19日一部改正
令和 5年	4月21日一部改正
令和 6年	2月 1日一部改正

個人情報取扱規則

第1条(目的)

芦屋市立打出浜小学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

第2条(責務)

本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

第3条(管理者)

本会における個人情報データベースの管理者は、PTA会長とする。

第4条(取扱者)

本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA役員とする。

第5条(秘密保持義務)

個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第6条(収集方法)

本会は、個人情報を収集する時は、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

第7条(利用)

取得した個人情報は、下記の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の配付及び送付
- (2) 会員名簿、役員名簿、委員会名簿等の作成
- (3) 愛護部活動（旗当番、登校班編成など）

第8条(利用目的による制限)

本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第9条(管理)

個人情報は、管理者又は取扱者が適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第10条(保管及び持ち出し等)

個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等についてはウイルス対策ソフトを入れるなど、適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

第11条(第三者提供の制限)

個人情報は下記に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

第12条(個人情報の共同利用)

本会は、芦屋市立打出浜小学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

第13条(第三者提供に係る記録の作成等)

個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保管する。

1. 第三者の氏名
2. 提供する対象者の氏名
3. 提供する情報の項目

4. 対象者の同意を得ている旨

第14条(第三者提供を受ける際の確認等)

第三者(第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保管する。

1. 第三者の氏名
2. 第三者が個人情報を取得した経緯
3. 提供を受ける対象者の氏名
4. 提供を受ける情報の項目
5. 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

第15条(情報開示等)

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第16条(漏えい時の対応)

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

第17条(研修)

本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事について、研修を実施するものとする。

第18条(苦情の処理)

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

第19条(改正)

本会の「芦屋市立打出浜小学校PTA 個人情報取扱規則」は芦屋市 PTA 協議会の承認を得て、総会において改正する。

附則

本規則は、平成30年4月20日より施行する

芦屋市立打出浜小学校

P T A 運営細則

芦屋市立打出浜小学校規約第10条に基づき、次の『細則』を適用する。

第1条 規約第5条に基づく組織と任務の内容は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|---|
| (1) 事務局 | ・本会の運営における諸任務を行う。
・実行部員を募集する。
・必要に応じて実行部を招集し会議を行う。 |
| (2) 実行部 | ・学校行事など各イベントの段取りとサポートを行う。
・学校との調整、お手伝いスタッフの募集、スタッフへの指示連絡などを行う。
・事務局をサポートする。 |

第2条 規約第5条に基づく、役員の役名と人数は、原則として次のとおりとする。

- | | |
|---------|------------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名とし、うち1名は教頭とする。 |
| (3) 会計 | 1名 |
| (4) 庶務 | 1名 |

但し、役名と役名ごとの人数は必ずしも上記のとおりでなくともよい。また、芦P等の役員を選出する場合は兼任も可とする。

第3条 役員の最低人数

役員の最低人数は2名とし、うち1名は教頭が務める副会長とする。

第4条 規約第6条に基づく役員の役割

会計の役割を優先し、集まった人数でできることをする。

第5条 規約第5条に基づく、実行部員の人数と活動については、次のとおりとする。
運動会や音楽発表会など学校行事を優先し、集まった人数でできることをする

第6条 その他必要あるときは、会長が判断し役員会で報告する。

附 則

本細則は、昭和57年4月28日から施行する。

平成	2年	1月30日改正
平成	4年	3月31日改正
平成	8年	9月10日改正
平成	11年	3月 2日改正
平成	12年	3月 7日改正
平成	18年	1月13日改正
平成	27年	4月20日改正
平成	28年	4月20日改正
平成	31年	4月19日改正
令和	5年	4月21日改正
令和	6年	2月 1日改正

附 則

各理事会に次のとおり理事をおくる。

- (1) 芦屋市P・T・A協議会…………… 会長
- (2) 給食理事会…………… 事務局
- (3) 学校保健委員会…………… 事務局

芦屋市PTA協議会

慶弔規定

第1条 この規定は、芦屋市PTA協議会の慶弔について必要な事項を定める。

第2条 慶弔の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 役員、総会の構成員、本人の場合は、香料5,000円。
- (2) 役員の配偶者又は父母、子（同居又はそれに準ずる。）の場合は弔電。
- (3) その他、関係者については、上記（1）、（2）に準じて会長が決定し、理事会に報告する。

第3条 この規定に定めるもののほか、必要なことは会長が定める。

附 則

1. この規定は、昭和54年11月5日から施行する。
2. 平成6年5月30日一部改正
3. 平成14年5月24日一部改正
4. 協議会構成の各単PTAの慶弔基準を別表のとおりとする。

芦屋市立学校園PTA慶弔基準

	費 用	金 額(円)	概 要
1	PTA会員の死去	5,000	
2	教職員の死去	5,000	
3	教職員の殉職		各単Pで決定
4	教職員の配偶者とその父母・子の死去	3,000	
5	園児・児童・生徒の死去	5,000	
6	教職員の退職	3,000～5,000	
7	教職員の転任		各単Pで決定



令和6年2月発行